

悪質商法にご注意を！

5月は消費者月間です

「活かそう権利 めざそう自立」

問 生活環境課 ☎ 49 3 1 1 1 (内線 2 4 7)

最近、利用した覚えの無い有料サイトなどからの「架空請求」や、会場に人を集めて熱狂的な雰囲気の中で高額な商品を売る「催眠(SF)商法」、親族などを装ってお金を振り込ませる「振り込め詐欺」など、悪質商法への相談が、多数寄せられています。

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、1人で悩まないで、相談しましょう。

相談はこちらに
県生活センター

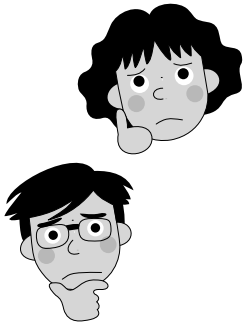
☎ 018 835 0999

北秋田地域振興局地域振興班

☎ 0186 62 1251

市役所市民相談室(月・火・木・金)

☎ 49 3 1 1 1 (内線 2 1 4)



1 携帯電話、パソコンでの「架空請求」

携帯電話やパソコンなどに迷惑メールが届き、そのメールを開いたり、画面のアドレスにアクセスしたりしただけで、「自動登録」となって、高額な料金を請求されるとき、着メロや動画のサイトなどを利用中に、突然出会い系サイトなどにつながる、料金を請求されるといった相談が増えています。

トラブル防止策

単にアクセスしただけでは、契約が成立していませんので、料金の支払い義務はありません。

このような、請求の根拠の無い不当な請求には、

① 送金しない
② 自分から連絡を取らない(無視する)
③ 周囲や生活センターなどに相談する

個人識別番号からは、利用者の住所・氏名・電話番号は分かりません。絶対に、相手側に問い合わせや解約のためのメールを送信しないようにしましょう。



2 「催眠(SF)商法」

安売りの会場だと思って行ったら



65歳のYさんは、100円の目玉商品を販売する店があると聞いて特設会場に。会場は熱気にあふれ、販売員に次々と「格安」だという健康食品を勧められた。

「体質改善のためには1年分必要」と言われたYさん。最近、健康が気になるし、その場の雰囲気にもまれて、約50万円分の健康食品を購入してしまいました。

安売りや講習会を行うなどと言って、街頭で声を掛けたり、チラシを配ったり、販売員が家庭を訪問したりして会場に誘い込みます。締め切った会場で、商品を無料が無料同然に配るなどして雰囲気盛り上げ、最終的に高額な商品を買わせます。

近では、契約を断ったら、暴力を振るわれた事例もあります。相談の多い商品
布団類、電気治療器、磁気マットレス、磁気用品、健康食品など
予防策は？
自分だけは大丈夫と思っていても、会場に行くとき正常な判断力を保つことはなかなか出来ません。安易に会場に行かないことが一番です。